

社会福祉法人善光寺大本願福祉会

地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスに関する運営規程

(事業の目的)

第1条 在宅において介護を受け生活する要介護又は、要支援状態にある高齢者に対して、当事業所の提供するサービスを通じ、可能な限りその居宅において自立した日常生活が営まれるよう援助するとともに、利用者の社会的孤独感を解消し、併せて介護者の身体及び精神的な負担の軽減を図る。

(基本方針)

第2条 要介護又は要支援状態にある高齢者の心身の特性に充分配慮し、利用者の人格を尊重し、常に利用者、介護者の立場に立ってサービスを提供することに努める。

(運営の方針)

第3条 本所において提供する地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスは、介護保険並びに関連する厚生労働省、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

1. 利用者及びその介護者のニーズを的確に捉え、個別に地域密着型通所介護計画・通所型個別サービス計画を作成することにより、必要とされるサービスを提供する。
2. 事業の実施にあたっては地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス事業者その他の保険、医療または福祉サービスを提供するものとの綿密な連携に努める。
3. 事業者はサービス提供に際してその内容を充分説明し、利用者の同意を得て実施するものとする。同時にサービス提供においては、利用者の安全を充分確保して行うものとする。
4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5. 居宅サービス計画、介護予防サービス計画に沿った地域密着型通所介護、介護予防通所介護相当サービスを提供する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称：いこいや
- (2) 所在地：長野県長野市若穂川田 1830 番地

1. 事業の実施は通常型 1 単位（10 名）

(事業所に勤務する職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び業務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 名
事業所の従業員及び業務の実施状況の把握及び業務の一元的管理を行う。
- (2) 生活相談員 サービス提供時間帯に 1 名以上
専門的知識と技術をもって体得した社会福祉援助機能により、サービス利用に関する相談援助を行うとともに、サービス利用における事務手続きや地域密着型通所介護計画の作成を行い、併せてサービスの実施状況を管理

する。

- (3) 介護職員 サービス提供時間帯に 1 名以上
専門的知識と技術をもって、介護技能に基づいた直接的な介護サービスを提供し、本人及び介護者からの介護に関する相談に応じる。
- (4) 機能訓練指導員 サービス提供時間帯に 1 名以上
身体に障害のある利用者に対して、その基本的動作能力の回復や維持のための生活基本動作、座位、立位、歩行などの訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日 年末年始休業(12月30日～1月3日)を除く
- (2) サービス提供時間 午前9時30分～午後4時35分
- (3) 営業時間 通常 午前8時30分～午後5時30分
延長時間 午前8時30分～9時30分、午後4時35分～5時30分

(地域密着型通所介護・介護予防通所介護の利用定員)

第7条 1 日に地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスを提供する定員は次の通りとする。

通常型：定員 10 名

(地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの内容)

第8条 地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 生活、介護、健康に関する相談、援助
- (2) 機能訓練
- (3) 食事、入浴、排泄、移動等の身辺介護
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 食事の提供
- (7) その他、全各号の業務に付帯または関連する事項

(地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの利用料)

第9条 本事業所が提供する地域密着型通所介護の利用料は介護報酬の告示上の額、介護予防通所介護相当サービスは長野市が定める額とする。但し、次に掲げる項目については別に利用料の支払いを受ける。

- (1) 通常事業の実施地域を超えて行う通所介護事業介護予防通所介護相当サービスの送迎費用
1km 毎に 100 円 (ただし、端数は切り捨てる)
- (2) 利用者の希望により、通常の営業時間を超えてサービスを提供する場合に要する額。延長 30 分につき 250 円
- (3) 食事の提供に係る利用料 750 円
- (4) おむつ代金 実費

- (5) 日用品費（タオル使用料） 130 円
- (6) 上記の他、日常生活においても通常必要となるものに関わる費用で利用者の負担することが適当と認められる費用 実費
 - 1. 前項の費用の徴収を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に必要な書類を掲示し、当該サービスの内容及び費用を説明したうえで同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
 - 2. 利用料の支払いは銀行口座振り替え等により指定期日までに受ける。

（通常事業の実施地域）

第10条 通常の実業の実施地域は次の通りとする。

長野市 （若穂 松代 大豆島）

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者は地域密着型通所介護事業所の提供を受ける際には、次の項目に留意するものとする。

- (1) サービスの利用にあたっては医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状態に応じたサービスの提供を受けられるよう留意すること。
- (2) 他の利用者が適切なサービスの提供を受けられる為の権利・機会等を侵害してはならないこと。
- (3) 事業所の施設・設備等の使用にあたっては、本来の用途に従い、適切に使用しなければならないこと。
- (4) その他、事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

（緊急時における対応方法）

第12条 事業の実施中利用者が傷病を発した場合、速やかに職員が対応するとともに医療機関及び家族に連絡し適切な対応を行い、管理者及び生活相談員に報告する。また、その他緊急事態が生じたときは管理者及び生活相談員に報告し、必要な対応を行う。

（非常災害対策）

第13条 サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な処置を講じる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には、避難等指揮をとる。

- (1) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人善光寺大本願福祉社会理事長が定めることとする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第14条 事業所は利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者を選任。
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施。

(3) 利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(4) その他、虐待防止のために必要な措置

1.事業所は、地域密着型通所介護の提供にあたり、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、現に利用者を養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての重要事項）

第15条 事業所は通所介護従事者等の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2.従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3.事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。

4.この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は善光寺大本願福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

改 定

この規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

改 定

この規定は令和 5 年 2 月 1 日から施行する。